

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日適用

匝瑳市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割	1,798単位 日割の場合 日 ÷30.4	59単位	59 1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割	3,621単位 日割の場合 日 ÷30.4	119単位	119 1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436 1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18 1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算	-4 1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		事業対象者・要支援1,2	94単位減算	-94 1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47 片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100 1月につき		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	225		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120単位加算	120		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 2		事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48	

A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6311	通所独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1,000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II	ワ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1,000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1,000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1,000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1,000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1,000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位		
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119単位		
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		59単位		
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		119単位		
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		

※灰色は廃止、水色は新規、黄色は変更

※本市における介護予防・日常生活支援総合事業の単価については、介護保険法施行規則第140条63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき定めております。